

一時扶助・被保護者等慰問金支給制度・生活保護基準について

1 一時扶助について

(1) 一時扶助の内容

被服や家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経常的最低生活費（基準生活費、加算等）の範囲内で賄われることが原則であり、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものである。

しかし、予想外の事由により臨時多額の需要が生じた場合に特別の対応が必要となった場合、例えば、火災により家財道具を焼失した場合や単身の長期入院患者が退院して新たに居を構える場合等予想外の事故や生活の場の転換に際し最低生活の基盤の物資の確保に多額の費用を必要とする場合には、経常的最低生活費の範囲内でのやりくりは困難となる場合が考えられる。

このため、一時扶助は、このような**特別条件下における臨時特別の需要**に対応するものである。

ア 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要

イ 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要

ウ 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要

(2) 一時扶助の種類

- 被服費 ○家具什器費 ○移送費 ○入学準備金 ○就労活動促進費
- その他（・配電設備費 ・水道、井戸又は水道設備費 ・液化石油ガス設備費 ・家財保管料
・家財処分料 ・妊婦定期検診料 ・不動産鑑定費用等）

<生活保護手帳別冊問答集 問3-22(答)>

なお、「テレビの購入費や受信に要する電気料、修理費等の維持費は一般生活費のやりくりのなかで賄うべきものであり、その費用を支給することはできない」との国の見解があり、一時扶助で認定することはできない。

2 川崎市被保護者等慰問金支給制度について（昭和32年創設、平成16年度廃止）

- 生活保護法による被保護者等に対し、夏期及び年末に慰問金の支給を行う事業
- 本事業は昭和32年4月に市の単独事業として創設以来、関係団体との協議を重ね、支給額の見直しを図ってきたが、横浜市などの政令指定都市や神奈川県と比較して支給単価が高額となっていた
- 生活保護基準が年々増額改定されたことにより生活保護世帯と一般世帯の生活水準の格差が改善されたことなどの観点から本制度の見直しを行った
- 平成15年度は市単独分の見直しを行い、年間の支給額を神奈川県と同額とし、平成16年度に神奈川県及び横浜市の制度廃止に合わせて、本市においても本事業を廃止

政令指定都市及び神奈川県慰問金実施状況

廃止年度	都市・県名
平成9年度から廃止	北九州市
平成12年度から廃止	札幌市、福岡市
平成15年度から廃止	静岡市
平成16年度から廃止	仙台市、さいたま市、川崎市、横浜市、京都市、神戸市、広島市、神奈川県
平成17年度から廃止	大阪市、堺市
平成18年度から廃止	千葉市、名古屋市
平成25年度から廃止	新潟市

※相模原市(H22)、浜松市(H17)、岡山市(H21)、熊本市(H24)は政令市移行時に制度なし

3 生活保護基準について

生活保護基準については、生活保護法第8条に規定されており、厚生労働大臣が定めるものとなっている。

また、生活扶助基準については、毎年度、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して改定が行われるとともに、平成16年の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」による提言を受け、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度検証を行うこととなっており、前回は平成24年に行われ、次回は平成29年に検証が行われることになっている。

〔生活保護法〕

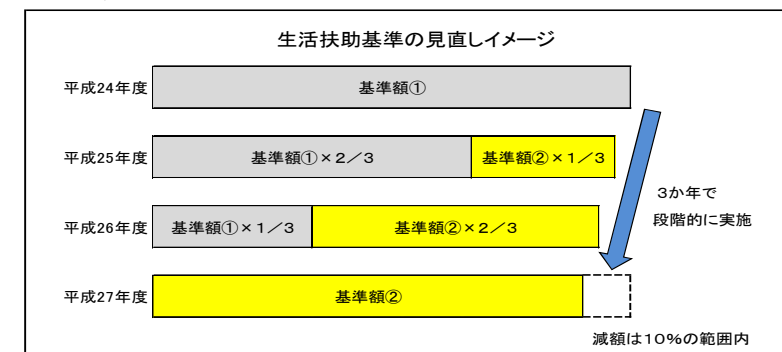
第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

<2013年(H25)から2015年(H27)の生活保護基準見直し>

(1) 生活扶助（基準生活費）

見直し前の基準額を①、見直し後の基準額を②とし、3か年をかけて段階的に見直す。ただし、減額は10%の範囲内とする。



(2) 期末一時扶助

世帯人数倍の支給額から世帯規模の経済性（スケールメリット）を導入する。

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
支給額	13,890円	22,650円	23,340円	26,260円	27,370円

(3) 冬季加算

地区別水準見直し、世帯人数・級地別の格差の是正を行う。

(例) 単身世帯 (旧) 3,080円 ⇒ (新) 2,580円

○傷病、障害等により常時在宅している等、特別な事情がある場合に1.3倍まで支給可能

標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)における生活扶助基準額の年次推移と主な基準改定の内容

	実施年月日	基準額	対改定前比	主な基準改定の内容
第64次	20.4.1	162,170	100.0(据置)	母子加算の段階的廃止(2年目)
第65次	21.4.1	162,170	100.0(据置)	母子加算の廃止(4月)、母子加算の復活・ひとり親世帯就労促進費の廃止(12月)
第66次	22.4.1	162,170	100.0(据置)	児童養育加算拡充
第67次	23.4.1	162,170	100.0(据置)	
第68次	24.4.1	162,170	100.0(据置)	
第69次	25.8.1	156,810	96.7(注1)	平成24年検証を踏まえた適正化(1年目)、勤労控除の見直し(基礎控除増額)
第70次	26.4.1	155,840	(注2)	平成24年検証を踏まえた適正化(2年目)、就労自立給付金の創設
第71次	27.4.1	150,110	(注2)	平成24年検証を踏まえた適正化(3年目)、住宅扶助、冬季加算等の見直し
第72次	28.4.1	150,110	100.0(据置)	

(注1) 第69次改定については、世帯員の年齢や世帯人員、居住地域によって改定率は異なる

(注2) 平成25年8月の改定より、年齢・世帯人員・地域差などにより改定率が異なるため、年次推移での掲載を終了

<平成24年検証を踏まえた適正化について>

- ①生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響を調整
- ②デフレ傾向が続いたにもかかわらず、基準額が据え置かれたため物価動向も勘案
- ③見直し影響を一定程度に抑えるため、減額は10%を限度とし、3年間をかけて段階的に実施
- ④勤労控除見直し、就労自立給付金創設等、自立支援に向けた施策の強化